

横須賀小学校PTA会則

(名称と所在地)

第1条 本会は、東海市立横須賀小学校(以下本校と言う)PTAと言い、事務局を本校内に置く。

(目的)

第2条 本会は保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における児童の福祉を増進して健全な教育の振興を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- 1 児童の教育と福祉の増進に関すること。
- 2 児童の校外における生活の指導に関すること。
- 3 会員の研修と親睦に関すること。
- 4 同一目的を持つ他の団体との連絡協力に関すること。
- 5 その他この会の目的を達成するに必要なこと。

(会員)

第4条 本会は、児童の保護者またはこれに代わる者と教職員をもって組織し、全て平等の立場で参加する。

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

総会 理事会 役員会 委員会 支部会

(会 議)

第6条 各会議は会長が招集し、その議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決める。

(総 会)

第7条 総会は本会の最高決議機関で、毎年4月に開催し次の事項について議決する。

- 1 会則の改廃
- 2 役員承認
- 3 予算と決算
- 4 事業計画
- 5 その他重要なこと

第8条 臨時総会は理事会が必要と認めた時、又は、会員の10分の1以上の要求があった時はこれを招集する。

第9条 理事会はこの会の執行機関で、総会の議決に基づく活動及び緊急事項の処理に当たる。

理事会は理事で構成する。

第10条 役員会は役員をもって構成し、会の運営と事業の円滑な推進を図るための企画をする。

第 11 条 本会の活動を円滑に進めるために必要な常設委員会を置く。また、臨時の委員会を設置することもできる。

(支 部)

第 12 条 本会に町ごとに若干の支部を置き、支部在住の委員により構成する支部役員会を持ち、本会の活動を推進し、かつ支部独自の事業を運営する。

(支部運営規約)

第 13 条 支部を運営するための規約は、この会の会則を準用する。

(役 員)

第 14 条 本会に次の役員をおく。

- | | | | |
|--------|-----|-------|-----|
| 1 会 長 | 1 名 | 2 副会長 | 若干名 |
| 3 書 記 | 若干名 | 4 会 計 | 若干名 |
| 5 会計監査 | 2 名 | | |

(理事及び委員)

第 15 条 本会に各支部より選出する理事及び委員を置く。

- | | | | |
|-------|-----|-------|-----|
| 1 理 事 | 若干名 | 2 委 員 | 若干名 |
|-------|-----|-------|-----|

(役員等の選出)

第 16 条 本会の役員等の選出は下の通りとする。

- 1 会長及び副会長は理事の互選による。

- 2 書記、会計は理事の中より会長の推薦により、理事会の承認を得て任命する。
但し、第1、2項については、総会の承認を得る。
- 3 会計監査は総会において委嘱する。
- 4 理事は各支部ごとに委員の互選による。理事の出た地区は次点が委員となる。
- 5 支部長は各支部ごとに理事より選出する。
- 6 常設委員会の委員長、副委員長は理事より選出する。
- 7 委員は、支部それぞれの通学団を構成する地区の会員中より若干名を選出する。
選出数は世帯数に応じて理事会で定める。

(役員等の任務)

第17条 役員等の任務は次の通りである。

- 1 会長はこの会を代表して会務を統轄する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 書記はこの会の庶務一切並びに会議の議事を記録する。
- 4 会計は総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理する。
- 5 会計監査は毎年1回以上会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- 6 理事は理事会の権限に属する事項の処理に当たる。
- 7 委員は各常設委員会に所属する。

(役員等の任期)

第18条 役員等の任期は1か年とし再選を妨げない。補欠により就任した役員等の任期は前任者の残存期間とする。

(経 費)

第 19 条 本会の活動に要する経費は会費、寄付金及びその他の収入によって支弁する。

第 20 条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まって翌年3月 31 日に終わる。

第 21 条 本会の決算は会計監査を終えて総会に報告され、承認を得なければならない。

第 22 条 本会には、次の帳簿を備える。

1 議事録 2 会計簿 3 その他

(責任の所在)

第 23 条 本会の収支及び財産の管理は理事会の責任とする。

(細則・内規)

第 24 条 本会の運営に関し必要な細則及び内規は、理事会で協議して定める。理事会は細則を制定し、又は改廃した場合にはその結果を次期総会に報告しなければならない。

(会則の改正)

第 25 条 本会の会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。但し、改正案は総会の開催の事前に全会員に知らせておかなければならない。

(顧問)

第 26 条 本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。

(付則)

この会則は昭和 57 年 4 月 1 日からこれを施行する。

平成 11 年 4 月 19 日改正